

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【公 告】 ○ 令和元年度第一回工事整備対象設備等の 工事又は整備に関する講習の実施	
		担当課（室）	消防保安課	
				目次
				担当課（室）

〔二二四〕消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定による令和元年度第一回工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和元年六月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 講習の日時、講習区分及び場所

講習年月日	時間	講習区分	場 所
令和元年七月十七日 （水曜日）	午前九時二十五分から午後四時五十分まで	警報設備	岡山市北区駅元町一 九番二号 岡山県医師会館
令和元年七月十八日 （木曜日）	午前九時二十五分から午後五時二十分まで	消火設備	
令和元年七月十九日 （金曜日）	午前九時二十五分から午後四時二十分まで	避難設備・消火器	

二 受講対象者

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第一項又は第二項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

三 講習科目

1 工事整備対象設備等（消防法第十七条の八第一項に規定する工事整備対象設備等をいう。以下同じ。）関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

2 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

四 効果測定

三の講習修了後、三十分程度の効果測定を行う。

五 講習科目の免除

令和元年6月10日 岡山県公報 号外

受講しようとする日前六月以内に一の講習区分のうちいずれかの講習を受講している者は、三一の講習科目の免除を受けることができる。

六 受講申請手続

1 所定の受講申請書に必要事項を記入の上、九の提出先に持参し、又は郵送すること。

2 一の講習区分ごとに一通を提出すること。

3 受講申請書を郵送する場合は、封筒に「消防設備士講習申請」と朱書すること。

七 受講手数料

1 一の講習区分ごとに七千円相当額の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。なお、証紙には消印しないこと。

2 受講申請書を受け付けた後は、受講しなかった場合でも受講手数料は返還しない。

八 受講申請書の受付期間

令和元年六月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで

九 受講申請書の提出先

〒七〇三―八二七八

岡山市中区古京町一丁目一番一七号 岡山県備前県民局古京庁舎二階

一般社団法人岡山県消防設備協会

十 その他

詳細については、一般社団法人岡山県消防設備協会（電話〇八六―二七二―九九八八）又は岡山県消防保安課（電話〇八六―二二六―七二九六）に問い合わせること。